

都内公立中学校における出張授業報告（H27.3.3）

平成27年3月3日、当委員会の委員2名が、都内公立中学校3年生130名の皆さんを対象に、労働法の成り立ちや働く上でよくあるトラブルをテーマとして40分間の出張授業を行いました。この中学校の皆さんは大多数が高校に進学するということでしたので、高校進学後にアルバイトをしたり、高校卒業後に就職をする際に役に立つようにと、高校生の皆さんにお話しした内容を少しわかりやすくして、クイズを交えながらお話をさせていただきました。

皆さんに考えていただいたクイズは、例えば以下のようなものでした。

●都内のカフェでアルバイトしようと思って面接に行ったら、大学生だから時給は750円だと言われました。アルバイトの時給っていくらでもいいんですか？（賃金に関するトラブル）

●バイト先のレストランで皿を洗っていたら手が滑って皿を割ってしまいました。すると店長から、「バイト代から1000円を差し引きます。」と言われました。これって仕方ないんでしょうか？（損害賠償に関するトラブル）

生徒の皆さんは、私たちが出すクイズに挙手するなど、自分なりに考えながら授業を聞いて下さいました。特に、東京都の最低賃金額がいくらであるか知っているかという質問に対し、授業をお聞き下さっていた先生のうちのお一人がお答えくださると、その金額にどよめいていました。

また、授業後には、「今まで有名な事件に関わったことはありますか？」「弁護士として難しいと思うのはどんな事件ですか？」というような質問を出して下さい、労働法のみならず、弁護士の仕事自体にも興味を持って下さったようでした。

出張授業終了後には、校長先生及び授業を担当して下さいました社会科の先生との懇談の機会に恵まれ、中学校在学中のみならず、高校、大学、就職後という成長の過程において、その都度、働くことにまつわる問題を考える教育を繰り返していくことが重要なのではないかという大変貴重なご意見をいただきました。当委員会としても、このご意見を参考に、授業を聞いて下さった皆さんが将来労働問題に直面した際、「そういえば、相談できる場所があると聞いたことがある。一人で悩まないで、相談してみよう。」と思って下さるような活動を続けていきたいと考えております。